

T&K TOKA コーポレート・ガバナンス基本方針

(目的)

当社は、当社の企業理念である『T&K (Technology & Kindness = 技術と真心)』の実践を通じて企業価値を持続可能な方法で中長期的に高め、ひいては株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するため、コーポレート・ガバナンス全体のレベルを向上させることを目的とする。

第1章 総則

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組む。

2. 当社は、株主をはじめとするステークホルダーの満足度を更に高めることを経営の基本におき、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体質の確立を目指しており、次の基本的な考え方に沿って、グループ全体でコーポレート・ガバナンスを強化し、経営の効率性と公正性・透明性の維持・向上に努める。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性の確保に努める。
- (2) 株主をはじめとする当社のステークホルダーとの良好・円滑な関係の構築に努める。
- (3) 会社情報を適切かつ公正に開示し、透明性の確保に努める。
- (4) 取締役会および監査等委員会が経営監視監督機能を十分に果たせるよう、それぞれの役割・責務を明確化する。
- (5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努める。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主総会における議決権の行使は株主の権利であり、株主が議決権を適切に行使するため、定時株主総会の招集通知の発送および開示の早期化等株主総会議案の十分な検討期間の確保に努める。

2. 当社は、より多くの株主が株主総会に出席し、株主の意思をより反映できるように、開催日時、開催場所等を設定する。
3. 当社は、議決権電子行使プラットフォームを利用するなど、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。
4. 株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、取締役会は、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討する。

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(株主の権利の保護)

第4条 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性および合理性を検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に対し当該行為の内容を適切に開示する。

2. 当社は、買収防衛策の導入および運用に際しては、その必要性および合理性を検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行う。
3. 当社の株式が公開買付けに付された場合には、当該公開買付けに対する取締役会の考え方を株主に対し適切に開示する。また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げない。

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

(政策保有株式)

第5条 当社は、取締役会において、上場株式の政策保有に関する基本方針および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針を別途定め、開示する。

2. 毎年、取締役会で政策保有株式について経済合理性や将来の見通しを検証し、保有の目的および合理性を確認する。
3. 取引先との取引高の推移、業績、今後の関係を検証し、保有の継続または売却等による縮減を判断する。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(倫理基準及び利益相反)

第6条 当社は、取締役および従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、取締役会において、TOKAグループ行動憲章を別途定め、開示する。

2. 取締役は、事前に取締役会の承認を得なければ、会社法が定める利益相反取引および競業取引を行ってはならない。

(ステークホルダーとの関係)

第7条 当社は、長期的な企業価値の向上に向け、当社従業員、顧客および地域社会その他様々なステークホルダーを尊重し、良好かつ円滑な関係の維持に努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示と透明性)

第8条 当社は、株主に対し、経営に関する重要な情報を、ポジティブな情報、ネガティブな情報にかかわらず、積極的かつ適時適切に開示する。

2. 取締役会は、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務および業務に関する事項を開示する。

(内部統制)

第9条 当社グループ全体の内部統制システムの充実、株主の信頼を得る重要な要素であり、取締役会は、会社法に基づき「業務の適正を確保するための体制」を整備し、これを適切に運営する。

2. 取締役は、内部統制システムに関連した取締役会決議に基づき、法令と倫理の遵守、事業の有効性・効率性および財務報告の信頼性のために必要な体制を整備し、これを適切に運営する。

第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の責任

(取締役会の役割)

第10条 取締役会は効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

2. 当社の取締役会は、企業価値・株主共同の利益を持続的に向上させるため、経営方針の決定・事業計画等の重要な意思決定を十分な議論を経て行うとともに、業務執行を監督する。
3. 取締役会は、1項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長その他の経営陣の指名、評価およびその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(独立社外取締役の役割)

第11条 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果および経営陣のパフォーマンスを随時検証および評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとする。

(取締役会議長)

第12条 取締役会の議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会を効果的かつ効率的に運営できるように努める。このため、取締役会議長は、開かれた議論を行うための環境を整備する。

2. 取締役会における充実した議論を実現するために、議題に関する資料は、取締役会に十分に先立って取締役に配布される。

第2節 取締役会の有効性

(取締役会の構成)

第13条 当社の取締役会の人数は取締役(監査等委員であるものを除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする。

2. 当社の取締役のうち、2名以上は独立社外取締役を選任する。
3. 独立社外取締役は別に定める独立性基準を満たした者でなければならない。

(取締役の資格及び指名・解任手続)

第14条 当社の取締役は、人格並びに識見ともに優れ、その職責を全うすることのできる高い倫理観を有している者でなければならない。

2. 取締役会は、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成されるとともに、最も効果的かつ効率的にその機能が発揮できる適切な員数を維持する。
3. 当社の全ての取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされる。
4. 新任取締役の候補者は、指名諮問委員会において公正、透明かつ厳格な審査、勧告を経た後、取締役会にて決定される。
5. 新任取締役候補の選定に当たっては、ジェンダーや国際性の面を含む多様性を考慮する。
6. 取締役の解任は、取締役会で定める解任基準に該当する事情が生じた場合、指名諮問委員会の検討・勧告を経た後、取締役会にて決定される。

(代表取締役社長の選解任の方針と手続)

第15条 代表取締役社長は、人格・識見に優れ、高い倫理観を有し、会社経営の豊富な知識・経験と実績を有し、代表取締役社長としての能力を高いレベルで発揮し、当社の企業風土、企業理念(T&K)を尊重して当社を経営していける者でなければならない。

2. 代表取締役社長は、当社の取締役から、指名諮問委員会において公正、透明かつ厳格な審査、勧告を経た後、取締役会にて決定される。
3. 代表取締役社長の解任は、前記第14条6項の取締役解任基準、当社グループの経営責任を負う立場としての職責、重要度・社会的影響等を考慮の上、指名諮問委員会の検討・勧告を経た後、取締役会にて決定される。

(監査等委員会)

第16条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で構成され、その過半数は社外取締役とする。

2. 監査等委員のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。
3. 新任監査等委員の候補者は、指名諮問委員会において公正、透明かつ厳格な審査および勧告を経た後、取締役会で決定される。
4. 監査等委員会を原則として月1回開催し、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について自由に議論する。また、定期的に、内部監査部門長から当社の内部監査の結果およびリスクに関する留意点について報告を受ける。
5. 監査等委員会は、経営陣および当社のアドバイザーから独立した法務、会計、財務その他のアドバイザーを独自に当社の費用により利用することができる。

(独立社外役員の任期及び兼任制限)

第17条 取締役会は、独立性基準において、最初に就任してから8年を超えて就任している社外取締役は、独立社外取締役の要件を満たさないとする旨を定めるものとする。

2. 当社の独立社外取締役は、当社以外に2社を超えて他の上場会社の取締役を兼任してはならない。

(指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の設置)

第18条 当社は、取締役会の諮問委員会として、指名諮問委員会および報酬諮問委員会を置く。

2. 指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員は、過半数を独立社外取締役とし、取締役会が取締役の中から選任する。

(指名諮問委員会)

第19条 指名諮問委員会は、取締役の選任および解任に関する株主総会の議案の内容について、当該議案の確定前に検討し、取締役会に勧告する。

2. 指名諮問委員会は、その職務を執行するために公正かつ透明な基本方針、規則等を定める。

(報酬諮問委員会)

第20条 報酬諮問委員会は、取締役の報酬等に関する方針(業績連動型報酬についてのリンク対象となる業績等の指標の選定および株式関連報酬の付与基準等を含む。)および個人別の報酬等の内容について検討し、取締役会に勧告する。

2. 報酬諮問委員会は、その職務を執行するために公正かつ透明な基本方針、規則等を定める。

(取締役の責務)

第21条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。

2. 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
3. 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

(取締役の研鑽及び研修)

第22条 当社の取締役に対し、就任時および就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供するなど、求められる役割を果たすために必要な機会を提供する。

2. 当社の取締役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。
3. 当社は、取締役全員を対象として、コーポレート・ガバナンス、事業倫理、リスク管理等をテーマとした研修の機会を提供する。

(独立社外取締役および監査等委員による社内情報へのアクセス)

第23条 当社の独立社外取締役および監査等委員は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、社内取締役および従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。

(自己評価)

第24条 当社の取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する。

第3節 報酬制度

(取締役等の報酬等)

第25条 当社の業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。

2. 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、報酬諮問委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、取締役会において決定する。
3. 監査等委員である取締役への報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、監査等委員の協議により決定され、当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。
4. 取締役に対して支払われた報酬等の額について、適切な方法により開示する。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第26条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲および方法で株主との間で建設的な対話を行う。

2. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組み等に関する方針は、次のとおりとする。
 - (1) 株主との対話全般につき、IR担当取締役が統括し、株主との対話にあたっては、財務部が中心となって、営業本部、技術本部、生産本部とともに適切に情報交換を行い、有機的に連携する。
 - (2) 株主との対話は、合理的な範囲で、取締役等が対応する。
 - (3) 株主との対話の手段を充実させるため、定期的に投資家説明会等を開催する。
 - (4) 対話において把握された株主の意見等については、定期的に取り締役等に報告する。
 - (5) 株主との対話にあたっては、社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理する。
3. 株主との建設的な対話を促進するため、自らの株主構造の把握に努める。

第7章 付則

第27条 本基本方針は、2015年12月15日より施行する。

2017年 6月22日改訂

2018年12月17日改訂